

実施方針等公表時からの変更点

神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業については、平成17年10月20日に実施方針等を公表し、以後、実施方針等に関する質問・回答（平成17年12月1日公表）、意見招請（平成18年1月18日に開催した意見交換会及び平成18年2月8日から2月22日の間に開催した事業者ヒアリングを含む。）を実施しました。今回、公表した神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）特定事業入札説明書等は、実施方針等に対する上記意見招請に基づき、県がその対応を検討した結果を反映しています。本資料は、実施方針等公表時の県の考え方等について、検討の結果変更した点を整理したものです。

1 実施方針の主な変更

項目	入札説明書	実施方針	変更理由
公の施設設置・管理条例制定	(P2) (5)施設の位置付け等 ～指定の手続きについては、平成18年12月県議会定例会に提案予定の公の施設設置・管理条例（以下「センター条例」という。）で規定～	(P5) サ 指定管理者の指定 ～指定の手続きについては、センター条例で規定～(P15) ～利用料金の上限設定を含むセンター条例議案は、上記議案の提案時期に照らして、提案時期を今後検討する。	条例制定スケジュールの明記
スケジュール	(P3) (9)事業期間等 イ 契約等の締結（予定） (ア)基本協定締結 平成18年11月 (イ)仮契約 平成18年12月	(P4) ケ 事業スケジュール（予定） (ア)契約等の締結 仮契約 平成19年1月	県議会への契約議案等提案スケジュールとの整合性の確保
応募者の構成等	(P4) (1)応募者の構成等 ア ～グループで応募する場合は代表企業等（グループの代表となる企業は法人をいう。）を定めてください。 イ 応募者は、5(3)で規定する参加表明書等について、本件事業に係る業務に携わる応募者（1社の場合）、応募グループの各構成員又は協力企業（応募者の構成員以外の者で、事業開始後、事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要します。 ウ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者、代表企業等、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めません。 エ 応募者又は応募グループの各構成員は、他の応募者の構成員、応募グループ又は協力企業となることはできません。	(P9) ア 応募者の構成等 (ア)～グループで応募する場合は代表者を定める。  (追加)  (イ)参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。  (ウ)ある応募者の構成員は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。	代表者の定義の明記  参加表明手続きとの関係の明確化  文言の明確化

項目	入札説明書	実施方針	変更理由
応募者又は代表企業等の参加資格要件	(P4) (2)応募者又は代表企業等の参加資格要件 イ 神奈川県競争入札参加資格者名簿において、営業種目として物品中「建物」に登録されている者及びその営業を継承したと認められる者であること。	(P10) イ 応募者又は代表企業等の参加資格要件 (イ)神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において、営業種目として物品中「建物」に登録されている者及びその営業を継承したと認められる者であること。	入札参加資格者名簿の種目名訂正
	(P5) (3)応募者又はグループ構成員に共通の参加資格要件 オ ~2年を経過しない者でないこと。	ウ 応募者又はその構成員に共通の参加資格要件 (オ)~2年を経過した者でないこと。	誤りの訂正
応募者又はグループ構成員の個別の参加資格要件	(P5) (4)応募者又はグループ構成員の個別の参加資格要件 ウ 体験学習事業を担当する者 (イ) 展示設計について、学習用展示物の企画又は設計の実績を有すること。	(P10) エ 応募者又はグループ構成員の個別の参加資格要件 (ウ)体験学習事業を担当する者 ・展示設計について、学習用展示物の企画・設計の実績を有すること。	要件緩和
入札参加資格の確認基準日	(P8) ア(I) 入札参加資格の確認基準日 平成18年7月4日(火)	(P11) オ 確認基準日 確認基準日は平成18年6月を予定しており、入札説明書で示す。	基準日の明記
県による本件事業の実施状況の監視	(P14) (2)県による本件事業の実施状況の監視 ア 設計・建設状況の確認等 (イ) 各種許認可申請時 SPCは、都市計画法、建築基準法等関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管官公庁に申請を行うとともに、県に事前説明及び事後説明を行ってください。 (ウ) 工事施工時 ~工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を県に毎月報告させる必要があります。	(P13) (5) 県による事業の実施状況の監視 ア モニタリング (ア) 各種許認可申請・取得時 事業者は、各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、県に事後説明を行う。 (ウ) 工事施工時 ~工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工、工事管理の状況の確認を受ける。	特定事業契約書(案)と整合を図るための修正

項目	入札説明書	実施方針	変更理由
特別目的会社の設立	<p>(P15)</p> <p>(4)特別目的会社の設立</p> <p><u>落札者又は落札者たるグループの構成員(以下「落札者等」という。)</u>は、本件事業を実施するために出資し、<u>特定事業仮契約の締結時までに「会社法」(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、S P Cを設立し、本店所在地を神奈川県内に置かなければなりません。</u></p> <p>S P Cへの出資条件は、次のとおりとします。</p> <p>(7) 応募グループで入札に参加する場合は、代表企業等を含むグループ構成員でS P Cの過半数の株式を保持するよう、S P Cへの出資を行ってください。ただし、構成員全員の出資は要しません。</p> <p>(イ) 代表企業等は必ずS P Cへの出資を行うものとします。</p> <p>(ロ) グループ構成員以外の者がS P Cに出資することは妨げません。</p> <p>(I) S P Cの資本及び役員構成については、原則として制限は設けません。</p>	<p>(p10)</p> <p>(4)応募者の備えるべき参加資格要件</p> <p>(エ) 応募者は、<u>仮契約締結時までに、本件事業の実施を主たる目的とするS P Cを株式会社形態にて設立するものとし、本店所在地を神奈川県に置くものとする。</u></p> <p><u>グループで応募した場合のグループ代表者は必ずS P Cへの出資を行うものとし、グループ代表者を含む応募者でS P Cの過半数の出資を行わなければならない(必ずしもすべての構成員に対して出資を求めるものではない。)</u>。</p>	出資条件の明確化
県とS P Cの責任分担	<p>(P15)</p> <p>(5)県とS P Cの責任分担</p> <p><u>なお、センター条例の議決に係るリスクは、原則として県が負うものとします。</u></p>	(追加)	条例議決リスクの明記
事業実施に関する事項	<p>(P15)</p> <p>(7)事業実施に関する事項</p> <p><u>応募グループの各構成員及び協力企業は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にし、県の承認を得た上で、S P Cの各業務を遂行してください。なお、代表企業等はS P C設立までの間、県と契約関係諸手続を行うとともに県との対応窓口となるものとします。また、入札時までに明らかにされた建設業務、設計業務、運営業務(集客関係)、体験学習事業、展示事業の植栽、レストラン・売店事業を担当する者をはじめとするS P Cの各業務に携わる者の変更は、原則として認められません。</u></p> <p><u>特定事業契約締結後は、各業務を実際に担当する者を県が把握する必要があることから、S P Cに業務遂行体制台帳(仮称)を提出していただきます。</u></p>	<p>(P11)</p> <p>ク 協力企業の変更</p> <p><u>落札した応募者が事業開始までに、提案書で明記した協力企業の変更を行う場合、予め県に届け出て承諾を受けるものとする。</u></p>	各構成員及び協力企業の業務遂行の原則の明確化

2 添付資料等の主な変更

資料名	新	現 行	変更理由
<p>県が事業者に支払うサービスの対価について</p>	<p>入札説明書 付属資料1</p> <p>(P1) (2)サービスの対価の改定について ア 建設期間中 建設期間中の物価リスクは事業者の負担とし、建設期間中に物価が変動しても、これを理由としたサービスの対価の改訂は行わない。 <u>なお、建設期間中の施設等整備に係る支払利息の金利リスクについては、基準金利を平成21年7月1日で確定するので、それ以前の基準金利に係るリスクは県の負担とし、それ以外のリスクは事業者の負担とする。</u></p> <p>(P3) (ア)施設等整備の割賦代金 施設等整備の元本とこれに係る支払利息(基準金利(東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成21年7月1日のTSR LIBORベース20年物(円-円)金利ワップレートの中値)に事業者が提案するスプレットを上乗せした金利で算出した金額)を運営開始後に割賦で支払う。支払対象期間は～前提とし、事業者の提案によるものとする。</p> <p>(P5) (1)改訂の基本的考え方 ア 建設期間中の物価リスクは事業者の負担とし、建設期間中に物価が変動しても、これを理由としたサービスの対価の改訂は行わない。 <u>なお、建設期間中の施設等整備に係る支払利息の金利リスクについては、基準金利を平成21年7月1日で確定するので、それ以前の基準金利に係るリスクは県の負担とし、それ以外のリスクは事業者の負担とする。</u></p>	<p>実施方針 添付資料5</p> <p>(P1) (2)サービスの対価の改定について ア 建設期間中 建設期間中の金利リスク、物価リスクは事業者の負担とし、建設期間中に金利や物価が変動しても、これを理由としたサービスの対価の改訂は行わない。</p> <p>(P3) (4)支払方法 イ 各費用ごとの支払方法 (ア)施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息 <u>施設等整備の割賦代金及びこれに係る支払利息については、事業者が提案する本件事業に最もふさわしい資金計画により支払う。ただし、支払対象期間は～前提とする。</u></p> <p>(P5) (1)改訂の基本的考え方 ア 建設期間中の金利リスク及び物価リスクは事業者の負担とし、建設期間中に金利や物価が変動しても、これを理由としたサービスの対価の改訂は行わない。</p>	<p>建設期間中の金利リスクの一部を県の負担に変更</p> <p>施設等整備に係る支払利息の基準金利を定める</p> <p>建設期間中の金利リスクの一部を県の負担に変更</p>

資料名	新	現 行	変更理由																			
<p>県が事業者を支払うサービスの対価について</p>	<p>(P7)  3 ( 1 ) 施設等整備の割賦代金  元金 金 円  (うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)  金利 基準金利及びスプレッドの合計  (ア)基準金利:東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表された平成21年7月1日のTSR LIBORベース20年もの(円-円)金利スワップレートとする。  (イ)スプレッド:事業者が入札時に提出する提案書に記載のスプレッド  ( 2 ) 施設の維持管理・運営費  次の表の維持管理・運営費~から利用料金等収入見込額(収入の区分については、<u>付属資料3「事業者の~」</u>を参照のこと。)を差し引いた額(県の必要支払額)を支払うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="465 746 965 858"> <thead> <tr> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の支払必要額</td> </tr> <tr> <td>(うち取引に係る消費税及び地方消費税)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 3 ) 修繕・更新費</p> <table border="1" data-bbox="490 954 1039 1098"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>更新費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち取引に係る消費税及び地方消費税)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の修繕・更新の実施時期は、合理的な理由がある場合には、<u>関係者協議会(付属資料7「神奈川県立花と緑のふれあいセンター(仮称)特定事業関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)」参照)の協議により変更することができる。当該協議については、修繕・更新の事業年度の前年度の7月未までに完了させるものとし、当該協議結果に従い、当該事業年度の修繕・更新計画を提出するものとする。</u></p> <p>4 その他  サービスの対価の支払いに当たっては、<u>支払時点の消費税相当額~</u></p>	項目	県の支払必要額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税)	項目		修繕費		更新費		(うち取引に係る消費税及び地方消費税)		<p>(P7)  3 ( 1 ) 施設等整備の割賦代金  元金 金 円  (うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)  金利  ( 2 ) 施設の維持管理・運営費  次の表の維持管理・運営費~から利用料金等収入見込額(収入の区分については、<u>添付資料8「事業者の~」</u>を参照のこと。)を差し引いた額(県の必要支払額、平成23年度以後の各年度については、<u>2工の改定率を乗じて得られる額、消費税及び地方消費税を含む。</u>)を支払う。</p> <table border="1" data-bbox="1193 818 1491 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の支払必要額</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 3 ) 修繕・更新費</p> <table border="1" data-bbox="1193 962 1742 1082"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>更新費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>4 その他  サービスの対価の支払いに当たっては、<u>消費税相当額~</u></p>	項目	県の支払必要額	項目		修繕費		更新費		<p>支払い方法の変更に伴う金利の明確化</p> <p>県の必要支払額に関する誤りの訂正</p> <p>修繕・更新実施時期の変更に係る考え方の明確化</p> <p>文言の明確化</p>
項目																						
県の支払必要額																						
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)																						
項目																						
修繕費																						
更新費																						
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)																						
項目																						
県の支払必要額																						
項目																						
修繕費																						
更新費																						



### 3 業務要求水準書の主な変更

P	業務要求水準書	業務要求水準書(案)	変更理由
1	3 提案に向けての期待 ・造園や植栽展示については、植物に関する学習や園芸文化の普及に配慮し、利用者の満足度の高い～	3 提案に向けての期待 ・造園や植栽展示については、植物に関する学習など植物園的機能を充足した上で、利用者の満足度の高い～	施設目的との整合性確保
2	(3)平塚市及び関係団体等との連携について なお、「農の体験・交流の場」(仮称)の整備計画については、「入札説明書」の中の参考資料4「平塚市の周辺整備計画について」を参照すること。	(3)平塚市及び関係団体等との連携について なお、「農の体験・交流の場」(仮称)の整備計画については、「実施方針」の中の添付資料10「花と緑のふれあい拠点(仮称)農の体験・交流の場基本計画(平塚市)」のとおりである。	平塚市の計画の状況明示
4	(1)敷地条件 ・敷地面積 県有地 約93,500㎡(水路占用敷地約166㎡を含む。)(添付資料2「神奈川県立花と緑のふれあいセンター(仮称)施設整備の概要 - 3 . 土地境界その他権利関係」参照)。 ・現況地目は農業試験場敷地、田、畑、水路となっているが、農地地目の田・畑は契約締結までに県が農地地目以外に変更する予定。	(1)敷地条件 ・敷地面積 県有地 約93,000㎡(水路占用敷地166㎡を含む。)(添付資料2「県立花と緑のふれあいセンター(仮称)施設整備の概要 - 3 . 土地境界その他権利関係」参照)。官民境界が一部未査定であるが平成17年度中に境界確定測量を実施する。また、本件事業予定地内に平塚市所有の市道及び水路があり、平成17年度中に用途廃止し、外周部に付け替え予定。 ・現況地目は農業試験場敷地、田、畑、水路となっているが、農地地目の田・畑は平成17年度中に県が農地地目以外に変更する予定。	事業用地境界確定後の面積の明示 地目変更時期の修正
	(2)参考とする基準類 ～前相談は、平成18年6月28日(水)までに行うこととし～	(2)参考とする基準類 ～前相談は、事業提案する期日の50日前までに行うこととし～	前相談期限の明示
5	5 開園時間 (1)開園時間 なお、事業者は運営に当たって開園時間を変更することができるが、その際は近隣地域と協議を行い、県の承認を得るものとする。 また、駐車場利用時間は、運営・管理に必要な合理的範囲で事業者が提案する時間とする。	5 開園時間 (1)開園時間 なお、事業者は運営に当たって開園時間を臨時に変更することができるが、その際は近隣地域と協議を行い、県の承認を得るものとする。 また、駐車場利用時間は、開園している時間の前後に30分を加えた時間とする。	弾力性の拡大
8	神奈川県の条例等 ・アスベスト除去工事に関する指導指針(添付資料3) ・神奈川県情報バリアフリーガイドライン(添付資料3)	(追加)	指針策定等による追加
	9 その他配慮すべき事項 (2)環境への配慮 ～環境共生協定を締結(添付資料14「環境共生協定書」参照)したので～	9 その他配慮すべき事項 (2)環境への配慮 ～環境共生協定を締結予定であるので～	協定の締結を明示

P	業務要求水準書	業務要求水準書(案)	変更理由
10	(3)センターが持つべき基本的施設 アグリゾーン 水田 2,500㎡以上 畑 3,500㎡以上 果樹園 2,500㎡以上 温室(野菜、花き栽培展示用) 事業に必要な規模(80㎡程度の温室6室を含む。)	(3)センターが持つべき基本的施設 アグリゾーン 水田 3,000㎡以上 畑 4,000㎡以上 果樹園 3,000㎡以上 温室 500㎡以下	アグリゾーン、温室の面積の弾力化
11	(5)土地利用に関する基本的要件 エ 建築物は、平塚市が提示している既存宅地の範囲内に配置することを原則とし、開発が認められる配置とすること。	(5)土地利用に関する基本的要件 エ 建築物は、平塚市が提示している既存宅地の範囲内に配置すること。	弾力化
12	(1)フラワーゾーン ア コンセプト ・植物の学習ができるように～	(1)フラワーゾーン ア コンセプト ・植物園的な機能として、植物の学習ができるように	施設目的との整合性の確保
	ウ 植栽計画 ・観賞温室(観賞を目的に人工的に室内の温度等を管理して植物を栽培し、 <u>県民の観賞に供する施設。ただし、県内で栽培されている主要な野菜や花きを栽培展示する温室を除く。</u> )は整備しないこと。	ウ 植栽計画 ・観賞温室は整備しないこと。	観賞温室の定義の明確化
13	(2)アグリゾーン イ 配置計画 水田 ～合わせて2,500㎡以上の水田(園路等含む。)を用意すること。	(2)アグリゾーン イ 配置計画 水田 ～合わせて3,000㎡以上の水田(園路等含む。)を用意すること。	アグリゾーン、温室の面積の弾力化
	畑 ～合わせて3,500㎡以上用意すること。	畑 ～合わせて4,000㎡以上用意すること	
	果樹園 ～2,500㎡以上用意すること	果樹園 ～3,000㎡以上用意すること	
14	温室 温室(80㎡程度の温室6室を含む。)を用意し、6室にあっては次の作物を一つずつ栽培すること。	温室 80㎡程度の温室を6室用意し、各室に次の作物を一つずつ栽培すること。	弾力化
	ウ 設備計画 ・省エネルギー性に配慮し、可能な限り自然換気を行えるように計画すること。	ウ 設備計画 ・省エネルギー性に配慮し、各スペースには空調換気扇の設置を計画すること。また、可能な限り自然換気を行えるように計画し、非空調期間には自然換気等の環境共生手法の導入を計画すること。	



P	業務要求水準書	業務要求水準書(案)	変更理由
15	イ 気づき体験（農業体験学習）ができる展示スペース 展示スペースは、気づき体験（農業体験学習）事業のコンセプトを踏まえた 参加・体験型の展示装置と 映像を活用することにより農業の理解促進を図ることのできる展示・映像装置をそれぞれ1つ以上設置できる <u>広さを確保するとともに、各種情報を子どもが容易に検索でき、2人以上が同時に使用できる台数の情報検索機器や視聴覚設備（視聴覚設備を展示スペースに設置する場合）を設置できる広さを確保するもの</u> とすること。	イ 気づき体験（農業体験学習）ができる展示スペース 展示スペースは、気づき体験（農業体験学習）事業のコンセプトを踏まえた 参加・体験型の展示装置と 映像を活用することにより農業の理解促進を図ることのできる展示・映像装置をそれぞれ1つ以上設置できるとともに、各種情報を子どもが容易に検索でき、2人以上が同時に使用できる台数の情報検索機器や視聴覚設備（視聴覚設備を展示スペースに設置する場合）を設置できるものとすること。	表現の明確化
16	キ 情報提供スペース ・～（県が指定する県所有の既存図書約2,800冊（添付資料16「毎年度の購入雑誌等一覧及び既存図書等一覧」参照）を含む。）～ P22、P38も同じ	キ 情報提供スペース ・～（県が指定する県所有の既存図書約6,000冊を含む。）～ P22、P38も同じ	冊数の精査
17	(1)センターの維持管理に必要な施設（機能） ア 駐車場 ・駐車場には、緑化協力金拒否ボタン付きの駐車料金徴収機を設置すること（ <u>臨時駐車場はこの限りではない。</u> ）。	(1)センターの維持管理に必要な施設（機能） ア 駐車場 ・駐車場には、緑化協力金拒否ボタン付きの駐車料金徴収機を設置すること。	条件の明確化
19	(3)全体に係わる設備（機能） ア 機械設備 (ア)給水設備 (削除)	(3)全体に係わる設備（機能） ア 機械設備 (ア)給水設備 ・地下水を使用する場合は入札公告時に提示する使用に当たっての留意点を遵守すること。	留意点は示さない
	ウ 放送設備 (削除)	ウ 放送設備 ・建築物内におけるスピーカーは天井埋め込み型を基本とすること。	弾力化
20	3 除却業務の内容 ・既設建物のアスベスト使用状況については、添付資料17「既設建物のアスベスト使用状況」を踏まえ必要な対策を講じること。除却に当たってはアスベスト除去工事に関する指導指針（添付資料3）に従うこと。	3 除却業務の内容 ・既設建物のアスベスト使用状況については、平成17年度中に県が調査し、入札公告時に結果を公表する予定なので必要な対策を講じること。	指導指針の明示
22	2 整備内容 (1)備品、消耗品 「屋外の各スペースに整備する備品」 自主管理公園 <u>遊具</u> ・必要な個数 <u>照明灯</u> ・必要な個数 ・その他必要な備品    ・必要な個数	2 整備内容 (1)備品、消耗品 (追加)	内容精査

P	業務要求水準書	業務要求水準書(案)	変更理由
22	<p>「気づき体験ができる展示スペース」            (「展示パネル」削除)            「建築物の各スペース内に整備する備品」「講義スペース」  <u>視聴覚関連装置</u>            ・<u>テレビ、ビデオ等再生機器、OHP、</u> ・各1台以上  <u>スクリーン、プロジェクター等必要</u>  <u>な備品</u></p>	<p>「気づき体験ができる展示スペース」  <u>展示パネル</u> ・<u>必要な個数</u>            「建築物の各スペース内に整備する備品」「講義スペース」  <u>テレビ</u> ・<u>1台以上</u>  <u>ビデオ</u> ・<u>1台以上</u>  <u>視聴覚装置の利用に必要な備品</u>            OHP ・<u>1台以上</u>            スライド映写機 ・<u>1台以上</u>            スクリーン ・<u>1台以上</u>            プロジェクター ・<u>1台以上</u></p>	<p>記載箇所の修正            弾力化</p>
23	<p>「情報提供スペース」  <u>展示パネル</u> ・<u>必要な個数</u></p>	(追加)	記載箇所の修正
24	<p>「事業実施上必要な備品」  <u>展示会事業</u>            ・<u>必要な備品</u> ・<u>必要な個数</u></p>	(追加)	内容精査
	<p>(2)借用物品(備品による整備も可とする。)  <u>印は県が指定するもの</u> (全てに 印追加)</p>	(2)借用物品	弾力化
25	<p>4 備品等の所有権移転及び管理            (削除)</p>	<p>4 備品等の所有権移転及び管理            ・<u>その他備品及び消耗品並びに図書等の管理については、入札公告時に示す取扱要領に従った管理を行うこと。</u></p>	取扱要領は示さない
28	<p>(8)個人情報保護            ・~個人情報を保護するために<u>個人情報の取扱規程等を作成し、公表すること。</u>            ・<u>個人情報の取扱規程等の作成、変更については、県と協議すること。</u></p>	<p>(8)個人情報保護            ・~個人情報を保護するために<u>必要な措置を講じること。</u>            ・<u>個人情報の取扱については、取扱要領等を作成し、県に報告すること。</u></p>	個人情報保護取扱の明確化
30	<p>2 花き栽培展示事業            (2)業務全般 ア 全般            ・<u>最新の園芸品種を紹介するため、毎年少なくとも30種類(1年草を含む)以上の新品種を導入すること。</u>            ・<u>1年草の植栽に当たっては、年間でカウントして50%以上の株数を特定の民間企業開発品種としないこと。</u></p>	<p>2 花き栽培展示事業            (2)業務全般 ア 全般            ・<u>最新の園芸品種を紹介するため、毎年少なくとも50種類(1年草を含む)以上の新品種を導入すること。</u>            ・<u>1年草の植栽に当たっては、50%以上の株数を特定の民間企業開発品種としないこと。</u></p>	<p>条件緩和            条件の明確化</p>

P	業務要求水準書	業務要求水準書(案)	変更理由
31	<p>3 展示会事業</p> <p>(2)業務内容</p> <p>・展示会については、年度計画を作成し、年間15回以上開催すること。<u>なお、開催にあたっては、イベントや花き愛好者団体の展示会との同時開催も可とする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>3 展示会事業</p> <p>(2)業務内容</p> <p>・展示会については、年度計画を作成し、年間15回以上を展示スペースで開催すること。</p> <p>・<u>常時、屋外で展示していない季節の花きを、一定期間、集中的に屋内外を使用して展示する規模の大きな展示会を年3回以上別に行うこと。</u></p>	条件緩和と弾力化
31	<p>4 開発品種等展示事業</p> <p>(2)業務内容</p> <p>・開発品種については、学名(科、属、種名)・和名・<u>品種名などを</u>～</p>	<p>4 開発品種等展示事業</p> <p>(2)業務内容</p> <p>・開発品種については、学名(科、属、種名)・和名・<u>品種名・原産地などを</u>～</p>	条件の修正
34	<p>キ インタープリターを中心とする運営体制の整備</p> <p>・チーフはインタープリターの経験が通算して3年以上ある者、サブリーダーはインタープリターの経験が通算して1年以上ある者とする事。<u>インタープリターの経験</u></p> <p><u>学習関係施設や野外教育施設等で、わかりやすい説明により利用者(主に子ども)の理解を促し、自発的な気づきを導く活動を実践した経験をいう。「インタープリター」の名称以外でも、対象物の案内(ガイド)だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象物の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動であればよい(例：自然観察員、インストラクター、レンジャー、レクリエーションリーダー等)。</u></p> <p><u>なお、リーダー及びサブリーダーについては、開園時に、本件施設以外での経験年数が上記年数を満たしていること。</u></p> <p>・インタープリターの中に、農作業等の指導ができる者を1名以上置くこと(農作物の栽培管理を担当する者との兼務は可)。</p>	<p>キ インタープリターを中心とする運営体制の整備</p> <p>・チーフはインタープリターの経験が通算して3年以上ある者、サブリーダーはインタープリターの経験が通算して1年以上ある者とする事(ただし、開業時は、<u>完工確認前の研修時における能力評価によって、チーフ及びサブリーダーを決すること。</u>)。</p> <p>・インタープリターの中に、農作業の指導ができる者を1名以上置くこと。</p>	弾力化
36	<p>7 園芸教室・農業講座事業</p> <p>ア 園芸教室・農業講座の企画 (ア)園芸教室</p> <p>・家庭菜園等の栽培技術や～年間15回以上～ 最低15回は初心者対象の分かりやすい内容とすること。</p> <p>(イ)農業講座 ～年間6回以上～</p>	<p>7 園芸教室・農業講座事業</p> <p>ア 園芸教室・農業講座の企画 (ア)園芸教室</p> <p>・主に初心者を対象に、家庭菜園等の栽培技術や～年間30回以上～ 初心者対象の分かりやすい内容とすること。</p> <p>(イ)農業講座 ～年間10回以上～</p>	事業者の自由度を広げるための条件緩和

P	業務要求水準書	業務要求水準書(案)	変更理由
37	(3)その他 ・～ <u>15回分</u> の園芸教室の実費額については～ <u>6回分</u> の農業講座の実費額については～	(3)その他 ・～ <u>30回分</u> の園芸教室の実費額については～ <u>10回分</u> の農業講座の実費額については～	事業者の自由度を広げるための条件緩和
	(3)その他 ・～県が要求する回数を超える回数(園芸教室については <u>16回分</u> から、農業講座については <u>7回分</u> から)～	(3)その他 ・～県が要求する回数を超える回数(園芸教室については <u>31回分</u> から、農業講座については <u>11回分</u> から)～	
38	オ 情報提供スペースの運営 ・県民からの農業や園芸関係の図書等の寄贈については、 <u>寄贈リストを作成し</u> ～	オ 情報提供スペースの運営 ・県民からの農業や園芸関係の図書等の寄贈については、 <u>入札公告時に示す県が定める「図書等の寄贈に関する取り扱いについて」</u> により、 <u>寄贈リストを作成し</u> ～	取扱要領は定めなし
39	「印刷媒体による情報提供のイメージ」 事業概要 冊子	「印刷媒体による情報提供のイメージ」 事業概要 冊子(30ページ以上)	条件緩和
41	11 県民参加事業 (2)業務内容 イ 県民展示・植栽活動 花き愛好者団体(花や緑の写真愛好者団体や美術愛好者団体を含む。)が収集・保存している植物等の展示会を年10回程度の開催を目標に、 <u>最低5回以上開催すること。</u> ～事業者自らの <u>展示会、イベント事業の実施により</u> ～	11 県民参加事業 (2)業務内容 イ 県民展示・植栽活動 花き愛好者団体(花や緑の写真愛好者団体や美術愛好者団体を含む。)が収集・保存している植物等の展示会を年12回以上開催すること。 ～事業者自らの <u>展示会事業の実施により</u> ～	事業者の自由度を広げるための条件緩和・弾力化
43	12 レストラン事業 (3)営業形態について ・営業時間は、 <u>開園時間中及び閉園後2時間を目安とした範囲内で事業者が提案する時間とする。ただし、21時を超えることはできない。</u>	12 レストラン事業 (3)営業形態について ・ <u>開園時間外には営業しないこと。</u>	事業者の自由度を広げるための条件緩和
	13 売店事業 (3)営業形態について ・営業時間は、 <u>開園時間中及び閉園後2時間を目安とした範囲内で事業者が提案する時間とする。ただし、21時を超えることはできない。</u>	13 売店事業 (3)営業形態について ・ <u>開園時間外には営業しないこと。</u>	
	(4)その他 ・ <u>売店の営業に必要な土地又は建物は</u> ～	(4)その他 ・ <u>レストランの営業に必要な土地又は建物は</u> ～	誤りの修正

P	業 務 要 求 水 準 書	業 務 要 求 水 準 書(案)	変更理由
46	(11)その他の財産管理業務 ア 財産管理業務 センター内の財産を適切に管理すること。 なお、センターの施設、備品及び消耗品には広告を掲載することができるが、 <u>広告掲載に当たっては、添付資料22「花と緑のふれあいセンター(仮称)広告掲載の取扱いについて」を遵守すること。</u>	(11)その他の財産管理業務 ア 財産管理業務 センター内の財産を適切に管理し、備品・借用物品及び図書等については、 <u>入札公告時に示す取扱要領に従った管理を行うこと。</u> (なお書き追加)	取扱要領は示さない  広告掲載についての明確化
	エ 保険への加入について (削除)	エ 保険への加入について ・庭園保険	加入義務の修正

#### 4 特定事業契約書の変更

P		特定事業契約書（案）	特定事業契約書（素案）	変更理由
1	第1条	(1) ~平成18年5月12日に公表された入札説明書本編（付属資料を含む）及び別添資料（業務要求水準書、落札者決定基準、様式集等）~	(1) ~平成 年 月 日に公表された入札説明書本編及び付属資料（業務要求水準書、落札者決定基準、 <u>様式集及び記載要領等</u> ）~	入札公告日の明確化 資料名の整理
2	第1条	(14)「センター条例」とは、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）の設置・管理条例をいう。 (14)以下を1号ずつ繰り下げる。）	(追加)	指定管理者制度に係る条文追加に伴う定義の追加
3	第3条	~地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者として~	~ <u>公の施設の指定管理者として</u> ~	根拠の明示
	第9条	事業者は、センターの維持管理・運営業務を行うに当たり、センター条例に従い、適切に事務を履行するものとする。 (第1項を第2項とする。)	(追加)	指定管理者としての遵守事項の追加
9	第38条	2 ~本件整備費等相当額につき年3.4%の割合で~	2 ~本件整備費等相当額につき年3.6%の割合で~	政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正に伴うもの
11	第44条	2 前項に規定する委託発注の21日前までに予測し得なかった事態に対処するため、緊急の必要が生じた場合には、事業者は、前項の規定に関わらず、県の承諾を得ずに維持管理・運営業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、その委託の範囲、方法等は緊急の事態に対応するために必要な限度でなければならないものとし、事業者は委託発注後速やかに県に対して書面により報告を行うものとする。 (第2項以下項を繰り下げる)	(追加)	緊急の委託発注に係る手続の明確化
12	第50条	4 ~5日以内に~  (削除)	4 ~10日以内に~  5 事業者は、各事業年度終了後1箇月以内に、当該事業年度に係る維持管理・運営業務に関する業務年報を県に対して提出する。なお、当該業務年報は、地方自治法第244条の2第7項に定められる事業報告書を兼ねるものとする。	他の条項との整合

P		特定事業契約書（案）	特定事業契約書（素案）	変更理由
12	第52条	<p>（利用の制限等）</p> <p>事業者は、センターの管理上必要な利用の制限を行う場合の具体的な基準その他神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号。以下「行政手続条例」という。）第5条に規定する審査基準、第6条に規定する標準処理期間及び第12条に規定する処分基準に該当する基準を定める（変更する場合を含む。）ときは、あらかじめ県の承諾を得るものとする。</p> <p>2 事業者は、行政手続条例第3章第2節及び第3節に規定する聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県規則第156条）の規定に準じて行うものとする。</p> <p>3 事業者は、行政手続条例第38条に規定する写しの交付については、同条の規定に準じて行うものとする。</p> <p>4 事業者は、センターの利用者等に関する指導については、行政手続条例第4章の規定に準じて行うものとする。</p>	<p>（利用の制限）</p> <p>事業者は、センターの管理上必要な利用の制限を行う場合の具体的な基準を定めるときは、あらかじめ県の承諾を得るものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	指定管理者制度との整合
14	第62条	（削除）	(5) 庭園保険	庭園保険を付保義務から外すことに伴う削除
16	第67条	2 前項の規定により、県が本契約を解除したときは、事業者は指定管理者の地位を失うものとする。この場合において、県は、本契約の解除と別に、センター条例及び行政手続条例の定めにより、指定管理者の指定の取消手続を採るものとする。	(追加)	指定管理者制度との整合
17	第70条	<p>～県が事業者から書面による催告を受けた後60日を経ても当該支払を行わない場合、事業者は書面により本契約を終了する旨の通知を県に行い、本契約を終了させることができる。この場合において、事業者は本契約の終了により指定管理者の地位を失うものとし、県は、センター条例の定めにより、指定管理者の指定を取り消すものとする。</p> <p>2 ～遅延日数に応じ年3.4%の割合で～</p>	<p>～県が事業者から書面による催告を受けた後6箇月を経ても当該支払を行わない場合、事業者は書面により本契約を終了する旨の通知を県に行い、本契約を終了させることができる。</p> <p>2 ～遅延日数に応じ年3.6%の割合で～</p>	<p>事業者による契約解除に至る期間の短縮</p> <p>指定管理者制度との整合</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正に伴うもの</p>

P		特定事業契約書（案）	特定事業契約書（素案）	変更理由
17	第71条	<u>4 第1項の規定により、県が本契約を解除したときの事業者の指定管理者の地位については、第67条第2項の規定を準用する。</u>	(追加)	指定管理者制度との整合
18	第72条	<u>4 第1項の規定により、県が本契約を解除したときの事業者の指定管理者の地位については、第67条第2項の規定を準用する。</u>	(追加)	指定管理者制度との整合
20	第77条	<u>5 県が受領した第1項の契約保証金又は前項の保険金は、第68条第1項の違約金に充当するものとする。</u>	(追加)	違約金充当の明確化
21	第86条	<u>～会社法(平成17年法律第86号)における大会社の場合に準じた公認会計士の監査済財務書類(会社法第435条第2項に定める各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。))及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。))及び当該事業年度に係る維持管理・運営業務に関する業務年報を提出し～</u>  <u>なお、当該監査済財務書類及び業務年報は、地方自治法第244条の2第7項に定められる事業報告書を兼ねるものとする。</u>	<u>～株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法第22号)の定める大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類(商法第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。))及び業務年報を県に提出し～</u>  (追加)	新会社法の施行に伴うもの  指定管理者制度との整合
	第87条	<u>神奈川県行政文書管理規程(平成11年神奈川県訓令第1号)</u>	神奈川県行政文書管理規程	文言の修正・整理



P		特定事業契約書（案）	特定事業契約書（素案）	変更理由
21 ～ 22	第89条	<p>3 事業者は、本件事業の実施に当たり個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</p> <p>（第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げる）</p> <p>7 事業者は、個人情報の取扱いの状況について県が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p> <p>8 前項の調査の結果、県は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は、県の勧告に誠実に従うものとする。</p> <p>（第8項を第9項とする）</p> <p>10 事業者は、本件事業の実施に当たり知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止並びに本人からの開示請求及び苦情への適切な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、個人情報の取扱規程等を作成し、公表するものとする。</p> <p>11 前項の個人情報の取扱規程等を定める（変更する場合を含む。）に当たっては、事業者は県と協議するものとする。</p> <p>12 利用者本人からの開示請求に際して、個人情報の記載された資料等の写しの交付を行うに当たって、当該写し等の交付に要する費用の負担を利用者本人に求める場合にあっては、その旨を第10項の個人情報の取扱規程等に定めなければならない。</p>	<p>（追加）</p> <p>6 県が事業者が本件事業の実施に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時に調査を行うことができる。</p> <p>7 県は、事業者が本件事業の実施に当たり、個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。</p> <p>9 事業者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、県に報告しなければならない。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	指定管理者制度との整合
22	第91条	<p>（県民への周知）</p> <p>事業者は、自らの名称と連絡先、県の所管課名をセンター内に表示し、又はパンフレット等に明記しなければならない。</p> <p>（第91条から第93条までを1条ずつ繰り下げる）</p>	（追加）	指定管理者制度との整合
27	別紙4	<p>不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担（第29条、第30条、第38条、第60条、第61条関係）</p> <p>（維持管理・運営期間中） 施設の各事業年度の維持管理・運営費</p> <p>（削除）</p>	<p>不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担（第29条、第30条、第38条、第46条、第60条及び第61条関係）</p> <p>（維持管理・運営期間中） 施設の維持管理・運営費</p> <p>* 2</p>	<p>誤植修正</p> <p>対象となる維持管理・運営費の明確化</p> <p>誤植修正</p>
28	別紙5	法令変更による合理的な増加費用の負担（第30条、第38条、第61条関係）	法令変更による合理的な増加費用の負担（第30条、第38条、第46条及び第61条関係）	誤植修正

P		特定事業契約書（案）	特定事業契約書（素案）	変更理由
33	別紙10	維持管理運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について（ <u>第57条</u> 関係）	維持管理運営に係るモニタリングの実施とサービスの対価の減額について（ <u>第57条、第68条</u> 関係）	誤植修正
34	別紙11	保証書（ <u>第77条</u> 関係） 第1条(4) ～年 <u>3.4%</u> の割合で計算した遅延損害金支払義務～	保証書（ <u>第78条</u> 関係） 第1条(4) ～年 <u>3.6%</u> の割合で計算した遅延損害金支払義務～	誤植修正  政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正に伴うもの
36	別紙12	出資者誓約書（ <u>第85条、附則第1条</u> 関係）  1 ～ <u>会社法</u> 上の株式会社～	出資者誓約書（ <u>第86条及び附則第1条</u> 関係）  1 ～ <u>商法</u> 上の株式会社～	誤植修正  新会社法の施行に伴うもの